

別記第3号様式 その2

医療法人等の所得金額計算書
(所得配分方式)
(第6号様式別表5の明細書)

法人名		事業年度	〽
-----	--	------	---

医療事業に係る所得金額の算定

総所得	土地譲渡益等(建物は除外)	その他の事業所得(医療収入の10%超)	医療事業に係る所得
① 円	② 円	③ 円	④(①-②-③) 円

社会保険診療等に係る所得金額の算定

区分	総額	社会保険診療	自由診療・医療附随事業	備考
医療事業の収入金額	⑤(エ)の額 円	⑥(ア)の額 円	⑦(⑤-⑥) 円	※「医療事業の収入金額」には、「医療事業の収入金額」に含めない収入金額を控除した金額を記載してください。 ※⑧の数値は小数点以下第5位を切り上げ、第4位までを記載してください。 ※⑩の額の円未満の端数は、⑩が正の数の場合は切り捨て、負の数の場合は切り上げてください。
按分率	1.0000	⑧(⑥÷⑤)		
医療事業の所得金額	⑨(④)の額 円	⑩(⑧×⑧)	⑪(⑨-⑩) 円	

課税所得金額の算定

当期分の所得金額	繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額	課税標準となる所得金額
⑫(①-⑩) 円	⑬ 円	⑭(⑫-⑬) 円

医療事業の収入金額の明細書

社会保険診療収入	自由診療収入	医療附随事業収入	医療事業の収入金額
健康保険法	労働者災害補償保険法等診療収入		医療事業の収入金額 (ア)+(イ)+(ウ) 合計(エ)
国民健康保険法	自動車損害賠償補償法等診療収入		
高齢者の医療の確保に関する法律	自費診療収入		
船員保険法	健康診断、予防注射等受託医療収入		
国家公務員共済組合法	その他の医療収入		
防衛省の職員の給与等に関する法律	入院料、ベッド代等差額収入		
地方公務員等共済組合法	健康診断等証明収入		
私立学校教職員共済法	患者、付添人食事代収入		
戦傷病者特別援護法	生産品等販売収入		
母子保健法	受託技工、検査料等収入		
児童福祉法 ※1	児童福祉法(社会保険診療に該当しないもの)		
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	介護保険法(社会保険診療に該当しないもの)		
生活保護法(介護扶助のための介護は介護保険法の規定に準ずる) ※2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(社会保険診療に該当しないもの)		
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律			
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	小計(イ)		
麻薬及び向精神薬取締法	利子・配当等収入		
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	電気・ガス等使用料収入		
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	不用品売却収入		
介護保険法 ※2	事務取扱手数料		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ※3	その他の附随収入		
難病の患者に対する医療等に関する法律			
	小計(ウ)		
査定損益金額			
小計(上記⑥欄へ) (ア)			

※1 児童福祉法の規定に基づく【療育の給付】、【肢体不自由児通所医療】、【障害児入所医療】、【指定小児慢性特定疾病医療支援】に係る収入に限ります。
 ※2 介護保険法の規定に基づく【訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護】(介護予防も含む)、【介護保健施設サービス】、【介護医療院サービス】、【指定介護療養施設サービス】に係る収入に限ります。
 ※3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく【指定自立支援医療】、【指定療養介護医療】に係る収入に限ります。

医療事業の収入金額に含めない収入金額の明細書

A	②に係る額 円	F	特定の補助金、助成金等(国庫補助金等による圧縮記帳相当額、限度額超は附随へ)	円
B	③に係る収入額	G	生命保険金・損害保険金(支払賠償相当額と相殺された額、満期・解約返戻金は附随へ)	
C	国又は地方公共団体からの補助金等(医療事業の経費補填・収用による補償金)	H	各種引当金・準備金戻入額	
D	福利厚生に係る従業員の社宅・寮・駐車場等の使用料及び食事代収入(役員分は附随へ)	I	還付金等(還付加算金は附随へ)	
E	仕入割戻額		合計(オ)	